

白井市における移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について

白井市における移動制約者の現状

移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人や障害者のうち交通行動上、人の介助や車椅子等を使用したり、移動の場面で単独での移動が困難であったり、身体的苦痛を伴うなどの制約を受ける人を指します。

白井市における移動制約者の状況は、令和5年3月末現在で、要支援の認定を受けている者が573人、要介護の認定を受けている者が1,916人で、障害者等の手帳交付者は令和5年3月末現在で、身体障害者手帳交付者が1,753人、療育手帳交付者が450人、精神保健福祉手帳交付者が532人となっています。

1 白井市全体の人口推移

総人口に対する高齢者の割合が確認できます。全国的な流れと同様、本市においても高齢化率の上昇が確認でき、今後の推計としても増加の一途をたどっていく半面、平成30年からは人口減少に転じており、65歳未満の人口が減少していくことが予想されています。加齢に伴い身体の不調が生じることが増えることから、今後移動制約者の数は増加することが考えられます。

【推移（実績）】

	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
総人口	63,555人	63,336人	63,012人	62,745人	62,693人
65歳未満人口	47,179人	46,546人	45,858人	45,367人	45,100人
65歳以上人口	16,376人	16,790人	17,154人	17,378人	17,593人
高齢化率	25.8%	26.5%	27.2%	27.7%	28.1%
参考：75歳以上人口/比率	7,244人 11.8%	7,705人 12.2%	8,003人 12.7%	8,435人 13.4%	9,089人 14.5%

【推計】

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	62,376人	61,049人	59,083人	56,794人
65歳未満人口	44,210人	42,294人	39,568人	35,620人
65歳以上人口	18,166人	18,755人	19,515人	21,174人
高齢化率	29.1%	30.7%	33.0%	37.3%
参考：75歳以上人口/比率	10,489人 16.8%	11,692人 19.2%	11,756人 19.9%	11,553人 20.3%

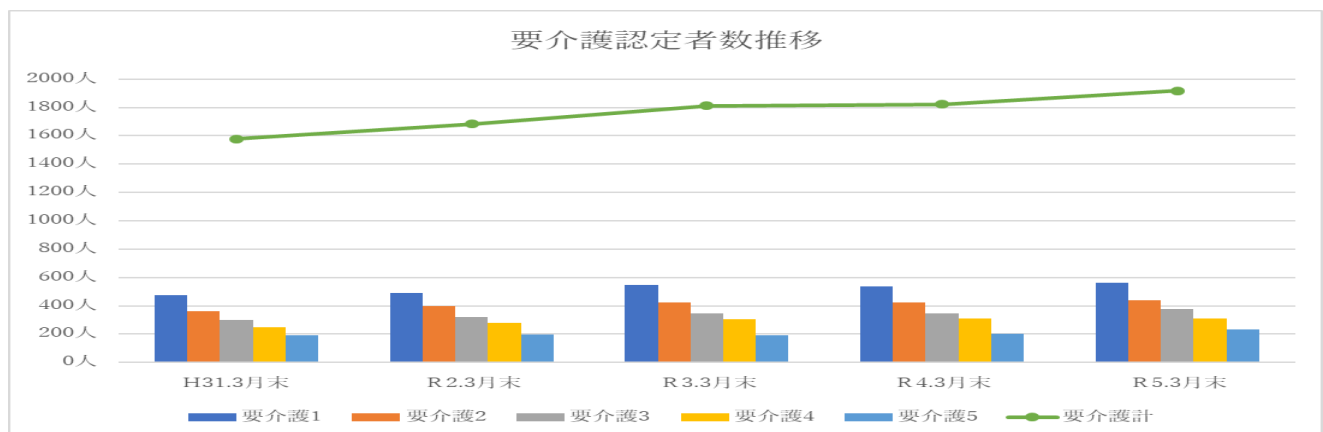
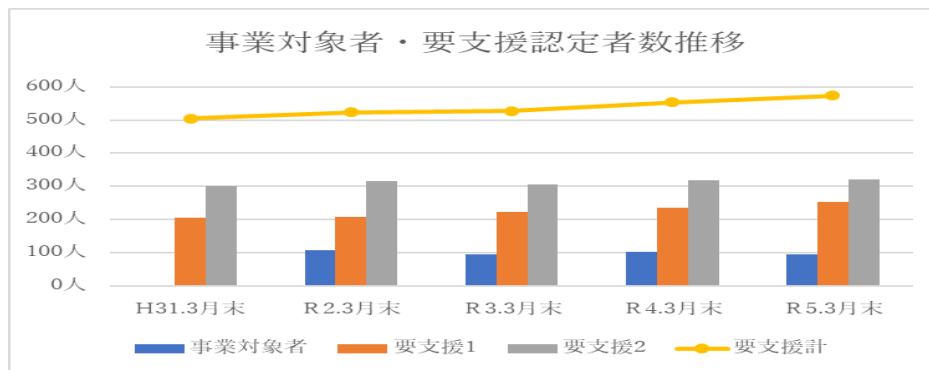
※白井市高齢者福祉計画・介護保険事業家格【第8期】より抜粋

2 要支援・要介護認定者数の推移

年々認定者の数が増加しています。また認知症高齢者においては、判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースが考えられます。これらの状況から、福祉有償運送のニーズが高まると考えられます。

区 分		認定者数 R2.3月末	認定者数 R3.3月末	認定者数 R4.3月末	認定者数 R5.3月末	制約の状況
事業対象者及び要支援・要介護認定者	事業対象者	108人	96人	102人	94人	単独での移動が困難で、体力の消耗や身体的苦痛を伴うため、介助者を伴った移動が必要な方もいる。
	要支援1	208人	222人	235人	253人	
	要支援2	315人	305人	319人	320人	
	要支援計	523人	527人	554人	573人	
	要介護1	490人	547人	539人	560人	要介護認定者は認知症による判断力の低下や車椅子利用のため公共交通機関の利用を制限される。
	要介護2	396人	426人	424人	438人	
	要介護3	318人	344人	346人	376人	
	要介護4	280人	303人	311人	308人	
	要介護5	198人	191人	202人	234人	
	要介護計	1,682人	1,811人	1,822人	1,916人	
合 計	2,313人	2,434人	2,478人	2,583人	3年前との比較：270人増	
認定率	13.7%	14.2%	14.3%	14.7%	3年前との比較：1.0%増	

※3年前との比較は、R2.3月と、R5.3月の比較。



3 障害者等手帳交付者数の推移

身体障害者手帳・療育手帳所持者においては、緩やかな増加が見て取れますが、精神障害者手帳所持者数においては、5年間で約1.4倍と増加しています。様々な障害が起因し公共交通機関利用の制約があると考えられます。交付者数の増加に伴い福祉有償運送を必要とする方の増加が見込まれます。

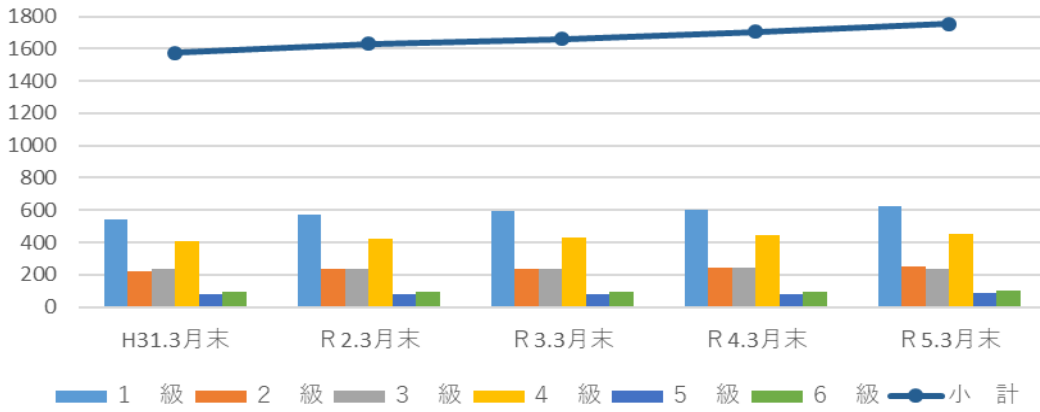
区 分		交付者数 R2.3月末	交付者数 R3.3月末	交付者数 R4.3月末	交付者数 R5.3月末	制約の状況	
障 害 者 手 帳 交 付 者	身 体	1 級	573人	592人	604人	623人	重度障害者は車椅子等の装具利用のため公共交通機関の利用に制約がある。 重度以外の方でも、コミュニケーションの障がい、体力の消耗、身体的苦痛を伴う等、により制約がある。
		2 級	232人	233人	241人	249人	
		3 級	234人	233人	243人	239人	
		4 級	420人	428人	442人	454人	
		5 級	77人	81人	81人	87人	
		6 級	94人	93人	95人	101人	
		小 計	1,630人	1,660人	1,706人	1,753人	
	知 的	重 度	141人	143人	151人	157人	交通法規の理解や安全確認に支援を要する方や、環境変化への対応が苦手で、公共交通機関でパニックをおこす方がおり、利用に際して制約がある。
		中 度	93人	100人	104人	115人	
		軽 度	149人	157人	159人	178人	
		小 計	383人	400人	414人	450人	
	精 神	1 級	51人	51人	58人	61人	
		2 級	258人	262人	303人	318人	
		3 級	113人	121人	138人	153人	
小 計		422人	434人	499人	532人		
合 計 (重複あり)		2,212人	2,494人	2,619人	2,735人	3年前との比較：523人増	

※3年前との比較は、R2.3月と、R5.3月の比較。

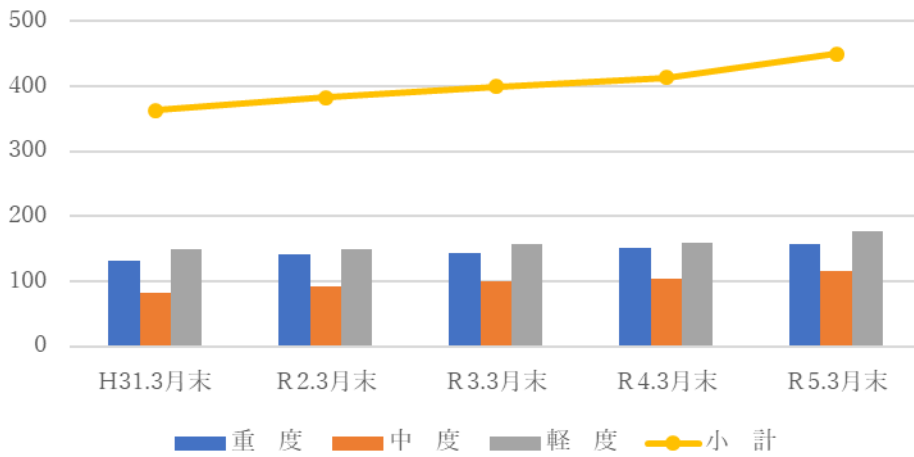
※ 身体障害者の障がい種別人数

区 分	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末
肢体不自由	806人	800人	810人	827人
視覚障害	85人	93人	92人	98人
聴覚障害 平衡機能障害	123人	134人	141人	149人
音声・言語 機能障害	24人	25人	24人	22人
内部障害	592人	608人	639人	657人
小 計	1,630人	1,660人	1,706人	1,753人

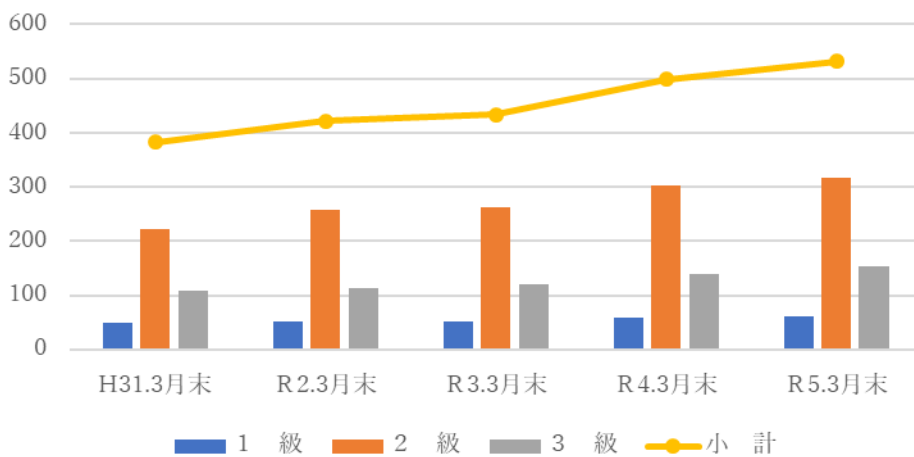
身体障害者手帳交付者数推移



療育手帳交付者数推移



精神障害者手帳交付者数推移



4 白井市内における公共交通機関の概要

種 別	事 業 者 等 名	軌道・路線・車両数等
業 者	鉄 道	北総鉄道（株） 1 軌道 (構内エレベーターあり)
	路線バス	ちばレインボーバス（株） 5 路線 (ノンステップバスあり)
		船橋新京成バス（株） 1 路線 (ノンステップバスあり)
		鎌ヶ谷観光バス(有) (生活バスちばにう) 1 路線
	タクシー	(有) 白井タクシー 車両 7 台 (うち 5 台 ユニバーサルデザイン)
		エミタスタクシー北総 (株) 車両 12 台 (うち 5 台 ユニバーサルデザイン)
		介護タクシー菜のはな (介護タクシー) 車両 1 台 (車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー対応)
		あんしん介護タクシー (介護タクシー) 車両 1 台 (車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー対応)
自治体	コミュニティバス 白井市 (循環バス「ナッシー号」) 4 路線、4 台 (ノンステップバス 4 台)	

【前年度との比較】

令和 4 年度に介護タクシー業者 1 社 (車両 1 台 : 車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー対応) が廃業

◎白井市における福祉有償運送の状況(令和4年度実績報告書より)

福祉有償輸送を行っている団体(社会福祉法人、NPO 法人等)

団体名	登録の有効期限	保有車両台数	運送回数 (市内)	旅客の範囲※						
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
特定非営利活動法人 ケアグループあい・あい	令和5年 9月28日	セダン型 3台 福祉車両 3台	98回		○	○	○	○		
社会福祉法人 印旛福祉会	令和6年 2月1日	セダン型 16台 福祉車両 3台	24回	○		○				
社会福祉法人 フラット	令和6年 6月6日	セダン型 1台 福祉車両 3台	454回	○		○				
特定非営利活動法人 コラボしろい	令和8年 3月22日	セダン型 3台 福祉車両 0台	890回	○			○	○	○	
一般社団法人 SET	令和7年 11月26日	セダン型 3台 福祉車両 1台	804回	○	○	○	○	○		○
白井市	令和5年 9月30日	セダン型 0台 福祉車両 3台	284回	○			○			

※ 旅客の範囲の説明

- イ. 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- ニ. 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ. 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ. 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当するもの
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

【前年度との比較】

保有車両台数 セダン型 +2台

参考資料

◎白井市における外出支援事業

外出支援サービス事業 白井市社会福祉協議会へ年間業務委託

車両:白井市所有福祉車両 3台(軽自動車2台、ワンボックス(ゆうあい号)1台)

内容:一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより、移動可能な市内在住の重度身体障害者及び要介護3以上の高齢者を対象とした会員登録制の移送サービスを実施

範囲:片道20km以内の市役所・社会福祉施設・医療機関

実績:利用者32名(令和5年3月末)

移送回数482回(内訳…市内175回 市外307回)

料金:市内 300円(非課税世帯 150円、生活保護世帯 無料)

市外 350円(非課税世帯 170円、生活保護世帯 無料)

福祉車両の貸し出し

車両:福祉車両ゆうあい号(車椅子リフト・寝台対応ワゴン車)・・・1台

内容:市内在住心身障害者(児)・高齢者並びにその家族、社会福祉団体へ7日を限度とした貸出を実施

料金:貸出無料、燃料費自己負担

福祉タクシー(チケット助成)事業

車両:契約タクシー事業者(市内業者4、市外業者81 計85社中74社車いす乗り入れ可能)

内容:市内在住身体障害者、療育手帳所持者等及び要介護2以上の高齢者にタクシー料金の一部(運賃の1/2の額、1,000円上限)助成

実績:年間計(令和5年3月末)・・・交付者数 682人 延べ利用件数 4,767回

《内訳》	高齢者	331人	2,194回
	障がい者	351人	2,573回